

争論 協同組合間協同の新段階

協同組合間協同と連携への期待

田中夏子

日本協同組合学会会長・協同総研理事

聞き手：杉本 貴志（関西大学教授）



日本の協同組合運動

【杉本】日本の協同組合の特徴の一つは、法律が象徴的ですが、農協は農協、生協は生協、漁協は漁協というように協同組合が種別に完全に分離されて管理され、それに応じてそれぞれの協同組合がお互いにほとんど交流することなく発展してきたことにあるといわれます。このように協同組合が種別に分かれて発展してきたことには長所あれば短所もあると思いますが、どう総括的に評価されますか？

【田中】大きな問いですね。まず議論の前提として、「種別に分かれて発展してきた」とこと、協同組合に関わる統一的な一般法があるかどうかは、分けて考えています。その上で、ご質問は前者についてのことと捉えてお応えします。ただ、総括的な評価にはとても及びません。「種別の発展」をどう評価するかという問いの設定に際しては、領域横断的に協同組合として結束を固める時期だ、との願いが底流にあるように思います。しかしその願いを成就するためにも、それぞれの領域の協同組合の、歴史的な経緯やそこからくる社会的基盤の違いを把握する必要があるのではないのでしょうか。

【杉本】社会的基盤の違いとはどういうこ

とですか。

【田中】歴史的な経緯についていえば、例えば産業組合法とともに1900年に誕生した治安警察法のもとで、労働運動やそれを支援した生協運動は弾圧された過去をもっています。かたや農協は、戦前、国策遂行を担った農会と切り離しがたい関係にあり、その機能の一部を、戦後においても引き継いできたといえます。今日にいたるまで、政治的にそれぞれ異なるスタンスをとってきた経過がありますから、国が推進する規制緩和や、新自由主義に基づくグローバル化に対する構え、対応の違いも、最初から容易に乗り越えられるものではなかったと感じています。

【杉本】同じ協同組合といっても、歴史的背景が違う生協と農協とは全く異なった存在だということでしょうか。

【田中】違いを強調するという意図ではありません。私も含めて、自分の関わる協同組合の成り立ちや経緯については、学習の機会が多いのに対して、異なる領域の協同組合の設立経過や歩みをお互い学びあう場というのは少ないように感じます。お互いの依って立つ基盤や経過の違いを理解した上で、それでもなお「協同組合」という共通項でつながることの必然性は何なのか、

そうした視点が、連携や共闘には必要だと感じています。

違いを踏まえつつ、戦前・戦中であっても、農協、生協が共同戦線をはる場面が存在したことは印象的です。例えば 1935 年、米穀管理や肥料統制、医療保険をめぐる制度づくりの途上で、商業資本による反産業組合運動が展開しました。このとき、産業組合の側がこれに抗するのは当然ですが、関東消費組合連盟等に結集していた消費組合をはじめ、その他都市部の勤労者による消費組合らも反産業組合運動を自らの危機として受け止め、結束して、大会決議で「農村産業組合と消費組合の連絡連携」を採択しています。いうまでもなく、それまで消費組合は、産業組合と政治的な活動をとともにすることはなく、「むしろ農村産業組合を地主富農中心で官僚主導」であるとして、批判を重ねてきた経過がありました（この経過は、服部知治『協同組合運動の潮流』日本経済評論社、第四章参照）。

ですから、領域別の歩みの長所、短所という問いのお応えにはならず、心苦しいのですが、まずは農協、生協、漁協、森林組合、労協、協同金融、中小企業の協同組合等、領域別に展開してきたそれぞれの協同組合の歴史と、しかし折に触れて領域横断的な連携が、主として共通の危機意識のもとに生まれていた、その流れを学びあうことが重要と感じます。

協同組合間協同

【杉本】戦後の協同組合においても、とくに協同組合原則が 1966 年に改訂されて「協同組合間協同」が盛り込まれると、異種協同組合間での協同が模索されます。そしてこの春には日本協同組合連携機構（JCA）

がついに誕生しました。そうした「協同組合間協同」について、評価すべき到達点として何があげられるのでしょうか？

【田中】それぞれ社会的基盤や発展経過や政治的な立場が大きく異なる協同組合が、その違いも踏まえた上で、この春、領域横断的な「協同組合連携機構」を生み出したことは、市民社会としての大きな一歩と考えます。むろん、「違い」が早期に乗り越えられているとは毛頭思いません。すでに地域の必然的な事情から、協同組合どうしが声を聴きあう関係ができていたケースもありましょう。東日本大震災、原発事故、TPP をきっかけに協同組合相互の対話は確実に活発化しました。また翌年の国際協同組合年をきっかけに「協同組合間協同」が開花していったところ、あるいはこうした様々な他地域の動きを学ぶ機会が増え、それに触発されて最近動き出した…というケースもあって、連携への思いは一様ではありません。現場で連携を模索している協同組合関係者のお話を聞くと、相互理解には時間がかかるだろうことを実感します。しかし、相手を充分理解してからでないと一緒にできないとなれば、いつまでも協同組合間協同は実現できません。とにかく、何かに一緒に取り組んでみる、その中で相手の発想や手法が、自分たちとはこういうふうに違うのだ、ということを実感しつつ、徐々に一緒にできる領域を拡充していく…今は、そんな途上にあるのだと思います。

【杉本】まだまだ連携という実質が実現していると言い難いということでしょうか。

【田中】連携のベクトルができた、という段階だと思います。しかし、「連携」が、

年に一度のイベント開催だけではなく、事業、交流、学習、政策づくり等、様々な場面で意識され、具体化されるようになったことは重要な進展だと思います。このことによって、次の二点が、よりくっきりと輪郭化されました。

一つは、直面する社会的課題に対して、それぞれの対応能力の範囲にとどめず考えあう場ができ、新しい実効力ある対応を編み出す、その可能性が広がったことです。事業上の連携（産消連携や共同店舗運営等）はむろんで、それ自体を深めていく必要もありますが、事業提携を超えた社会的インフラづくり（下からのコモンズ）が行なわれ、また何よりそれを可能とするような、社会関係やネットワークが形成されていきます。この点は、龍谷大学の石田正昭先生が、2017年秋の協同組合学会で「協同組合間協同：理念を実践する」と題する報告で、稲垣久和さんの「創発的民主主義」をベースに「新たな公共」への関与」及び「社会構想」の構築といった方向性を指摘なさっています（石田正昭『協同組合研究』第38巻第1号（特集1日本協同組合学会第37回）、2018年6月）。

もう一つは、分断的かつ格差を助長する政府の政策に対して、「それは市民社会として通らない」ことを、多様な回路で明確に発信できることだと考えます。むろんこれらは、最近になって初めて生まれたことではありません。これまでも、ここぞというときに、協同組合はなんとか結束してきました。典型的なのは、TPP反対の取り組みです。協同組合間協同ということよりも、命やそれを支える生業を破壊するグローバルな潮流に対して、組織を超えて対抗する…切迫した必要からの連携でした。長丁場の闘いですから、当初は足並みの乱れもありましたが、「いのち」の侵害に帰

着する強引な自由貿易推進が、協同組合側の連携を必然化していったといえるのではないのでしょうか。

一例を挙げれば農協と漁協がともに「TPPから食とくらし・いのちを守るネットワーク宮城」を通じて市民に呼びかけ（2015年4月）、岩手県では、県農協中央会や県漁連、県生協連等50団体以上が集って、「TPP許さぬ」の決起集会、その後、翌年になると農協が前に出たのTPP反対は沈静化していくように見えてきましたが、その水脈は「日本の種子を守る会」の発足とその後の活動に引き継がれているように思います。JA（茨城、島根）や生活クラブ生協、パルシステム生協連合会をはじめとして、様々な市民運動が結集しています。

【杉本】 TPPについては、とくに農協陣営の危機感が大きかったという印象です。

【田中】 TPPと併行して押し寄せた「農協改革」を、農協だけの問題として捉えるのではなく、協同組合全体に対する攻撃と捉える生協関係者が少なからず存在したことは、自組織を超えて発想する文化につながると感じます。外部から押し寄せた危機への対応としての「結束」だけでは不十分で、異なる立場の関係者相互の「声を聴きあう」関係を恒常的に作っていく、その流れができてきたことが重要と感じます。

ところで、冒頭で述べたように組織の壁をどう乗り越えるかというのは、常に大きな課題です。日本の場合、協同組合間協同を推し進めるに際しては、労働者福祉協議会の取り組みも示唆的です。賀川豊彦らの運動を源とする労福協は、戦後直後から、イデオロギーの壁を低くしながら、労働組合相互の協力はもとより、協同組合も含め、社会的連帯の実態を作ってきたといえ

ます。近年では困窮者支援やライフサポートセンター、フードバンク等で、協同組合が連携する多くの場で、労福協の存在感を感じている方も多いと思います。

【杉本】 それでもまだまだ協同組合間協同には不十分な点があり、道は遠いとも感じているのですが。

【田中】 不十分ということではなく、課題として考えます。連携機構という組織と組織の関係もさることながら、連携機構を作ろうというプロセスで、それぞれ他の協同組合の立場をどう理解するのか、共感が少しずつ出来上がっていったところに意義があると思います。連携事例が豊かに示されるだけでなく、そのプロセス、つまり連携を当然視するのではなく、どのような紆余曲折で生み出されてきたのか、そこを見落とさないようにしたい、自分自身への課題でもあります。

基本的には、まずそれぞれの組織（単協や）が、身近な課題に向き合う、その必然的な流れの中で、協同組合間に留まらず、市民社会と広く出会ってネットワークができ、その上で初めて中央の連携機構が存在意義を発揮できると考えています。

そのためには、自組織及びその近接に限定せず、社会の大きな流れを意識することも必要です。現在、政府は「効率化」「成長産業化」「競争力強化」の掛け声のもとで、公益的機能が重要な農・林・水産の分野横断的に、営利的な企業の参入を促進しています。農協改革、農協法改訂に留まりません。例えば、政府の規制改革推進会議の農業ワーキンググループ会議（2016）で「民間の品種開発意欲を阻害」との指摘を受け、主要農作物種子法が廃止（2017）されました。さらに、この春、水産庁による漁業制

度改定構想の「骨太方針」への組み込みが提起され、漁協が担ってきた養殖業・定置漁業への企業参入が見込まれます。やはり先の国会で成立した森林経営管理法は、その法の趣旨を見ると「林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐ」とあります。第一次産業の協同組合間の連携を強めながら、この流れに抗する分析と運動を、協同組合陣営から、今発信・展開せずして、いつそれをなしうるのでしょう。むろんこのことは、第一次産業協同組合に留まらず、私たちのまさに「命と暮らし」に丸ごと関わる課題ですから、生協にとっても見過ごせない流れです。

諸政策の底流にあるのは「新自由主義」（＝「強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みのもと、企業活動の自由とその能力とを無制約に発揮させることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的实践の理論」D. ハーヴェイに基づく規定）。その発想に立てば、協同組合は、非効率で、競争力に欠け、市場から淘汰されるべき対象と見做されるのでしょう。

協同組合は、採算部門と非採算かもしれないが公共性の高い活動を組み合わせる事業を成り立たせています。その中から採算部門のみを営利的企業に明け渡し、自助、あるいは拡張された自己責任としての相互扶助を、協同組合の領域として括り込む、そうした流れになりかねません。このように申し上げると、何を大袈裟な…と「引かれる」かもしれませんが、少なくとも農業政策はもとより、林業政策で、あるいは水産政策で何が進行しつつあるかを協同組合共通のテーマとして学習しあう機会が早急に必要と考えます。

さらに協同組合以外の領域でも、共有財

の市場化が活発化しつつあります。例えばやはり先の国会では、海外巨大資本にも市場を開放するとした水道法改正案が提起され、見送りとなりました。命と暮らしを預かる広大な公共領域の事業のあり方は、協同組合を超える課題ですが、協同組合陣営も、こうした議論に果敢に加わっていくことが望まれます。

イタリアの協同組合

【杉本】 田中さんの研究対象のひとつはイタリアの協同組合ですが、イタリアとの比較という点で、日本の協同組合法制やそれに基づく運動のあり方にはどのような特徴と問題があるといえるのでしょうか？

【田中】 冒頭にも少し触れましたが、法制度のあり方、特に統一法を有しているかどうかと、協同組合の運動のあり方の因果関係については、私自身、もっと勉強しなければと考えています。イタリアでは協同組合が憲法 45 条に規定され、民法の中に一般法としての協同組合の位置づけがあるとされていますが、その他、社会的協同組合については特別法があり、またもう少し広範囲に連帯経済を展望した社会的企業法もあります。税制上の優遇措置の適用は、一律ではなく、種別に大きな違いがあります（栗本昭「イタリアの協同組合の法制度の特質」『生協総研レポート』87 号、2018 年 3 月）。

また州単位では、たとえばコミュニティの利益を擁護するマルチステーク型の協同組合を支援する条例の制定も近年ではあいついでおり、統一法的な大きな括りを有する一方で、現実の協同組合、特に新しいタイプの協同事業組織の設立を柔軟に認めて

いく流れと見るができるでしょう。これはヨーロッパの国々で共通する趨勢でもあるようです。

このことを、日本の法制度に置き換えて考える力を、私は持ち合わせません。生協総研の「協同組合法制度研究会」の議論を見ると、イタリアでは、「一般協同組合法」によって「協同組合としてのアイデンティティの形成」が促進され、分立していた複数の協同組合のナショナルセンターが統一の方向に歩み出していることを挙げ、日本においても協同組合基本法を検討すべきとする主張（栗本、前掲）がある一方、同じくイタリアを含む各国法制を検討しつつ、しかし日本にあっては「観念的な協同組合一般法や協同組合基本法」に依らず、「個別法の中で抜本的な見直しを」し、かつ「協同組合の価値と原則に立脚した…あらゆるタイプの協同組合の設立の根拠法」を求める声（明田作「協同組合法制度をめぐって」『生協総研レポート 70 号』2012 年 8 月）もあります。

【杉本】 協同組合運動にとって、一般協同組合法があるのと個別の協同組合法で分かれているのでは、どちらが望ましいのでしょうか。

【田中】 どちらも必然性、相応の理由があると思います。ただ、協同組合相互の連帯は、統一法によって保障されるわけではなく、私たちが不断にその意義を確認し続けていくことで初めて実のあるものになります。

【杉本】 イタリアにおける協同組合の連合会やその他の組織間連携は、どのようなものなのでしょうか？

【田中】市場における事業力の強化という点で3つの大手生協が合併するなど、規模拡大の傾向がある一方で、社会サービス領域の協同組合は、組織合併はせず、「コンソーシアム」(語源的には共同訴訟者、共に闘うというイメージです)という中間的な組織を地域ごとに形成して、当該地域での政策提言、学習活動、調査・研究、共同事業のとりまとめ(共同入札)等、担ってきました。高齢者対象のグループホームを、多くの事業領域を抱える単一の協同組合が運営するというよりは、施設管理、配食、ケア等、それぞれの領域別の協同組合が共同事業体を形成して運営するといった例が散見されます。

小さな組織とそのネットワークという運動文化も、協同組合に限らず、イタリア市民社会の特徴かもしれません(小規模自治体が7割を占めるにも関わらず、自治体合併が進まず、日本でいう広域行政組合のような自治体連合の形成が一般的)。日本の場合、農協の合併と、自治体合併が相前後して進行してきました。この点是对照的です。イタリアの場合自律的な多くの中小規模の組織であるからこそ、連携が必然化さ



●自分たちで出資をし、自分たちの管理、運営をするシチリアの「社会的協同組合」Sisifo(シジフォ)のスタッフたち。

●高齢者、心病む人々のグループホームや仕事起こしに取り組むかたわら、反マフィア運動も展開。

れるともいえます。



さまざまな依存症を生きる人々の仕事起こし。荒れていた、無人のパール運営を国鉄から受注し、高校生や通勤客たちの交流の場に。アルコール依存への対応等に取り組む社会的協同組合「カロンテ」(エミリア・ロマーニャ州)

イタリアの産直 ・スローフード運動

【杉本】協同組合間協同という場合、生協同士、農協同士の連合組織もありますが、生協と農協といった具合の異種協同組合間協同も重要です。イタリアにおいては、異種協同組合間の協同はどうなっているのでしょうか? 日本の生協と農協のあいだで行っている産直のようなものはあるのでしょうか?

【田中】消費生協と農協との事業提携のような形は見られます。例えば、観光名所ガルダ湖の北端の「ガルダ・トレンティーノ」にあるサルカガルダ渓谷野菜果物協同組合(組合員生産者約500名)と、アルト・ガルダ消費生協(組合員約15,000人)では、

それぞれの協同組合の組合員が、提携先の協同組合のサービスを若干の割引率をもって利用できる仕組みを持っています。

その他、イタリアの産消連携については、石田正昭先生が、エミリア・ロマーニャ州レッジョ・エミリア県の事例紹介をなさっています（石田正昭著『食農分野で躍動する日欧の社会的企業～イタリアの福祉は協同の力で』全国共同出版、2016年）。産消連携のイタリア版はGAS（連带的購買者グループ）と呼ばれ、例えば、「レ・ジャーレ」と呼ばれるGASでは、約110家族によって構成され、信頼関係のある生産者と関係を作り、提携を深めていきます。同県だけでGASのグループが少なくとも15あるとのことでした。石田論文からは、こうした消費者グループの提携先として、農業に取り組む社会的協同組合が挙げられています。また、別の出典（社会的結束・包摂オブザベーションチームによる報告書）によれば、イタリア全体で、GASへの参加者は人口の約1割に昇るとのデータもありますので、各地で小規模な市民グループと小規模な生産者との提携は活発化していると見えます。

ただし、これら「連带的消費」の取り組みは、必ずしも生協が主導したものではなく、国内版フェアトレード運動の影響が強く、協同組合全体としての取り組みは、近年、国連SDGsの第12ゴール「責任ある消費と生産」を受けて走り出したところのようです。

【杉本】 食生活を大切にするイタリアではスローフードの運動も盛んだと聞いています。協同組合の関わりはどのようなのですか？

【田中】 直近の流れからいうと、昨年2017年9月に、レガコープとイタリアスロー

フード協会が協定を結びました。協定が目的としているのは、特に山岳部の小規模な自治体において、サステナブルな暮らしと仕事を保障していくこと。このもとでスローフードは、質の高い生産物と地域の結びつきを強化すること、生物多様性を守り、文化財保全の領域で仕事を創出すること、廃棄物問題への対応等、生産、流通と消費のプロセスにおける社会正義の探究、すべての人々の食糧主権に対する権利の擁護、景観・土壌の保全等を掲げています。また、レガコープは、コミュニティのための雇用創出（特に若者）、景観と環境保護、再生可能エネルギー、伝統的な仕事の回復、コモンズ（共有財）や放棄されたスペースの再生等を掲げています。これはいわゆる「コミュニティ協同組合」の普及、定着活動の中から生まれた提携です（レガのホームページ参照¹⁾）。

むろん、今日、初めて連携が生まれたわけではありません。スローフードの母体は、マッツィーニの社会連帯主義思想の中から生まれたARCI（イタリア文化レクリエーション協会）の文化協同運動に端を発しています。「人民の家」を土台とした、市民の学習運動の担い手といえば、おなじみだと思います。イタリアで最初の協同組合連盟レガも、マッツィーニの思想に大きく影響を受けた活動家たちによって設立されています。歴史的には同根にあるといっても過言ではありません。

【杉本】 コミュニティ協同組合以外の、日本でいう購買生協の関わりはどのようなのですか？

【田中】 消費生協によるスローフードの取り組みも活発化しています。例えば、スローフード運動によって食科学大学が設立され

ましたが、シチリアの消費生協では店舗でスローフードを取り扱うのみならずこの食科学大学に研究支援金を提供するなど、大学との提携をおこなっています（なお、ARCI とスローフード運動に関係や、食科学大学については、佐藤一子「イタリアのスローフード運動と食教育の推進」佐藤一子・千葉悦子・宮城道子編『食といのちをひらく女性たち』農文協、2018 年）を参照ください）。

地域の結束と協同組合

【杉本】最後にあらためて伺いますが、日本協同組合連携機構（JCA）が今年発足した意義は何でしょうか？

【田中】今年の協同組合デー中央集会でもそのことが話題となりました。パネルディカッションに登壇したのは、それぞれの協同組合組織で連携機構づくりを担ったリーダーの皆さんですが、お話は、それぞれが連携を形成する際、どんなふうに腑に落ちたか、という観点で、生身の人間どうし、他者の窮地を目の当たりにして、一緒に何かできないか、そうした話の流れができたといいます。組織相互の連携が深まる、その前提として、ごく当然のことですが、議論や作業を一緒にやってみる、そうした機会の積み重ねの中からはか、「違い」を前提とした協同は育ちにくいと考えています。

【杉本】器を作ったから問題なく協同が進むというわけではないということですね。

【田中】2014 年に公開され話題になった「シロウオ」（監督 かさこ・製作／脚本 矢

間秀次郎）というドキュメンタリー映画では、原発立地を住民運動で断念させた椿町（徳島県阿南市）が描かれています。1960～70 年代に原発反対運動を展開し、立地断念となった地域が全国で三十四か所とされていますが、ここもその一つです。この映画では漁業者、農業者、酪農家等、第一次産業に関わる人たちの証言が豊富ですが、「ダメなものはダメ、条件闘争はしない」という漁協の言葉、「住民が分断され、人間性がゆがめられていくこと」への危機感を指摘する酪農者の言葉等が印象的でした。今でも、「椿農協」と「町民の会」の連名で原発立地を断念させたことを記す碑が立っています。

偶然にも、脚本家の矢間さんにお目にかかる機会があつてうかがったところによれば、農協、漁協が結束したところが強かったとおっしゃっていました。「いのち」と「暮らし」（生業）、また「ここで生き続ける」という、今の言葉でいえば、サステナブルな地域への思いが結束の原点となったように思いました。

注

- 1) <http://www.legacoop.coop/cooperativedicomunita/wp-content/uploads/sites/27/2017/09/protocollo-legacoop-slow-food.pdf>